

アオモリ・ワーケーション体験モニター事業（令和6年度夏）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ワーケーション体験や地域交流等を通じて、青森県外から青森圏域への移住者・関係人口の増加を図るためのワーケーション体験モニター事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業名称）

第2条 東青地域移住・交流サポート協議会会則（令和3年1月14日施行）第3条第6号のワーケーション体験モニター事業の名称は、アオモリ・ワーケーション体験モニター事業（以下「事業」という。）とする。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、東青地域移住・交流サポート協議会（以下「協議会」という。）とする。

（実施期間）

第4条 事業の実施期間は、令和6年6月28日から令和6年7月8日まで及び令和6年8月17日から令和6年9月16日までとする。ただし、会長は、事業の実施に当たり必要があると認めるときは、当該期間中においてもこれを休止することができる。

（事業の参加者等）

第5条 事業に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 青森県外に住所を有し、かつ、青森県外に居住していること。
- （2） 仕事の全部又は一部をリモートワークで行っていること。
- （3） 青森県への移住を検討している又は青森県への移住に高い関心を持っていること。

2 前項に規定する参加者は、当該参加者の家族等を同行させることができる。

（宿泊体験施設）

第6条 事業の宿泊体験施設は、次のとおりとする。

- （1） 青森公立大学国際交流ハウス 青森市大字合子沢字山崎153番地4
- （2） 移住体験施設「石木邸」 青森市大字浅虫字内野1番地2
- （3） その他会長が認める施設

（事業内容）

第7条 事業の体験日数は、6日とする。この場合において、前条第1号及び第3号に掲げる施設にあつては5泊6日を上限とし、第2号に掲げる施設にあつては2泊3日を上限とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事業の参加人数は30人を上限とし、1組当たりの参加人数は4人を上限とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

番号	体験プログラム名	実施内容	参加区分
1	リモートワーク体験	次に掲げる施設で実施するもの ア AOMORI STARTUP CENTER イ SEVEN C's	必須

		ウ 青森公立大学国際交流ハウス エ 青森移住体験施設（浅虫温泉地区 古民家内コ ワーキングスペース） オ その他会長が認める施設	
2	地域交流体験	移住者ネットワーク団体若しくは地域団体との交流 会等への参加又は地域のお手伝い業務として会長が 別に定めるもの	必須
3	くらしや余暇の体験	会長が別に定めるもの	任意

4 協議会は、事業の評価及び移住に関する意向を調査するため、事業に参加した者にアンケートを実施するものとする。

（参加の申込み等）

第8条 事業に参加しようとする者は、参加を希望する日の14日前までに、申込フォーム又はアオモリ・ワーケーション体験申込書（様式第1号）により会長に申し込まなければならない。

2 事業への参加は、参加する者1人につき同一年度内に2回までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（参加の決定等）

第9条 会長は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みに係る申込内容を確認し、及び参加要件、宿泊体験施設の空室状況等の確認を行い、事業への参加の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定により申込みをした者が第7条第2項の定員を上回ったときは、抽選により参加する者を決定するものとする。

（参加条件等）

第10条 事業の参加の決定の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、事業終了後7日以内に、当該事業に係るアンケートに回答し、並びに自身が参加した事業に関するSNS投稿の画像及び当該画像掲載のURLを会長に提出しなければならない。

2 青森市内で災害等が発生している場合又は感染症拡大により事業実施が困難であると会長が判断した場合は、事業を中止又は中断することがある。

（費用負担）

第11条 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市（青森駅、新青森駅又は青森空港のいずれかとする。）との間の交通費（公共交通機関利用の場合はその経費と1人当たり上限1万円のいずれか低い額とし、自家用車等利用の場合は会長が別に定める額とする。）を参加者に助成するものとする。

2 協議会は、予算の範囲内で、参加者が青森市内でレンタカーを借用した場合に、その借上料（事業参加期間中に1組上限5千円）を参加者に助成するものとする。

3 第1項に規定する公共交通機関の予約及び支払並びに前項に規定するレンタカーの手配及び支払は、参加者が行うものとする。

4 参加者は、請求書（様式第2号）に、第1項に規定する交通費及び第2項に規定するレンタカー借上料に係る領収書の写し等を添えて、事業への参加が終了した日から7日以内に会長に請求するものとする。

5 会長は、前項に規定する請求書等の提出を受けた場合においては、当該請求書等の内容を確認し、

請求のあった日から14日以内に交通費等を支払うものとする。

6 第6条の宿泊体験施設の費用は、協議会が負担するものとする。

7 前条第3項の表に掲げる体験プログラムに係る費用及びそのための青森市内の移動に要する費用は、協議会が負担するものとする。ただし、飲食に係る費用及びオプションとして希望参加する体験の費用は、参加者が負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年6月6日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日を限り、その効力を失う。